

HOKKAIDO BROOKS COUNTRY CLUB

北海道ブルックスカントリークラブ

利用約款



HOKKAIDO BROOKS COUNTRY CLUB

北海道ブルックスカントリークラブ

北海道ブルックスカントリークラブ 利用約款

第1条(本約款の適用)

当ゴルフ場でプレーされる方(会員・ゲスト・ビジターを問わず)は、当倶楽部の会則・諸規則、並びに本約款に従ってご利用いただきます。

第2条(利用契約の成立)

当ゴルフ場でプレーされる方は、プレー当日フロントにおいて本約款を確認のうえ、所定の用紙にご署名またはメンバーカードのご提示により、施設のご利用をお引き受けいたします。

第3条(利用の申込み及びキャンセル料)

プレーの申込みは、当ゴルフ場の申込み規定に従っていただきます。なお、お客様の都合により予約をキャンセルする場合には下記に定める通りキャンセル料を申し受ける場合があります。

①プレー日の当日100%

②プレー日の前日50%

「%は当日のプレー料金(利用税は除く)に対するキャンセル料の比率」

第4条(施設の利用及び利用継続の拒絶)

本ゴルフ場は、次の場合にはプレーの前やプレーの途中に関わらず施設の利用及び利用の継続をお断りすることがございます。

(1)偽名または他人名義で申込みが行われたとき

(2)所定の手続きによるご予約がない場合

(3)満員でスタート時間に余裕がないとき

(4)ゲストがコースを利用する場合、同コース会員の同伴又は紹介等がないとき

(5)天災、その他やむを得ない事情により本ゴルフ場をクローズしたり、利用の継続が困難となったとき

(6)技術が著しく未熟であって、他人のプレーの障害となり又は迷惑となるおそれがあるとき

(7)ルール・マナーに著しく反するとき、及びコース巡視員又はキャディその他ゴルフ場係員の指示、注意に従わなかったときや警告を無視してスロープレーを改めないとき

(8)プレーをしない人のギャラリーとしてのコース内立ち入り

(9)次の場合には、利用をお断りいたします。プレーの途中に判明した場合には、その後の利用の継続をお断りいたします

①暴力団等反社会的勢力に所属していると認められるとき

②暴力団等反社会的勢力を同伴または紹介により入場させたとき

③粗野な振る舞い等、他のお客様に不快な思いをさせる行為等や本ゴルフ場の業務遂行に支障をきたす行為があった場合

④法人でその役員のうちに暴力団等反社会的勢力に属する者がいるとき

(10)利用者が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者と認められるとき、また利用者が公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為を行い、又は行なうおそれがあると認められるとき

(11)その他、利用者の服装、マナー、行為が当ゴルフ場の諸規則に違反し、又は当ゴルフ場を利用することに好ましくない事由があるとき

第5条(施設利用及び利用継続の拒絶とそれに対する免責)

当ゴルフ場は、前条の施設利用及び利用継続の拒絶について、返金・損害賠償等の責任を負わないものとします。ただし天候・災害が原因でプレーの全部または一部をすることができなかったときの取り扱いについては、下記の通りに定めるものとします。

①プレーを終了したホールが3ホール未満の場合 100%

②プレー終了したホールが3ホール以上の場合 0%

「%は当日のプレー料金に対してゴルフ場がお客様に対し免責する比率」

第6条(休場日、開場時間)

当ゴルフ場の休場日と開場時間及び、最終スタート時間は、当ゴルフ場の定めるところによります。但し、臨時的に変更することがあります。

第7条(金銭、その他貴重品と貴重品ロッカーの使用の推奨)

当ゴルフ場では金銭その他貴重品や物品に関して、一切の責任を負いません。当ゴルフ場所定の貴重品ロッカーをご使用していただく等、

利用者にて管理をお願いいたします。又、お預かり品は、預り証と引換えにお返し致しますので、お預かり証を紛失した場合は直ちに届け出て下さい。

第8条(携帯品・自動車)

携帯品や駐車場の自動車の盗難、事故や損害等については、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

第9条(ロッカー及びロッカーキー)

ロッカーキーの取扱いは次のとおりと致します。

(1)フロントにてプレー申込書を引き受けた際にロッカーキーをお渡し致しますので、お帰りの清算時までご自身の責任で保管し、清算時にフロントにお戻しください。

(2)ロッカー容品については、当ゴルフ場は一切の責任を負いません

(3)ロッカーは必ず施錠をしてください。

(4)ロッカーキーを紛失された場合はキー紛失代金を頂きます。

(5)レストラン、売店等を署名にてご利用される場合は、必ずロッカーキーをご提示下さい。

第10条(宅急便の取扱い)

宅急便によるゴルフクラブ・バッグ・シューズ等のお取り次はいたしますが、お取次ぎ中の物品についての盗難・紛失・損害等については、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

第11条(浴室、サウナの理由)

(1)浴室のご利用について身体に刺青(タトゥー等)のある方は固くお断り致します。

(2)サウナご利用について次の事項に該当される方は、ご遠慮下さい。

①伝染性疾患のある方

②心臓病、高血圧症当て医師から禁じられている方

③酒気を帯びた方

(3)浴室内には金銭その他の貴重品を持ち込まないで下さい。万一の盗難については責任を負いかねます。

(4)浴室入口に於けるシューズの取り違え、盗難につきましては責任を負いかねます。

第12条(プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの厳守)

利用者には、当ゴルフ場が定めた利用規則及びゴルフ規則に従って頂きます。ゴルフは時として大変危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット、マナーを守り、キャディのアドバイスの如何にかかわらず、全て自己の責任でプレーして頂きます。万一プレー中に他のお客様に損害を与えた場合は、お客様の責任において解決していただきますので充分ご注意ください。(付則)

場内には、スロープ、階段、給排水施設、スプリンクラー、カートパス、植木などのゴルフ場特有の施設や状況があります。人工物、自然物の如何にかかわらず施設内での事故、怪我、損害等についてプレーヤーの自己責任において対処するものとし、当ゴルフ場は一切責任を負いません。

第13条(使用ティーイングエリアについて)

ゲスト・ビジターのみでプレーする場合、使用ティーイングエリアを制限させて頂く事があります。

第14条(ティーイングエリアにおける素振り)

素振りは、ティマーク内の打席、又は特に指定された場所以外ではなさらないで下さい。プレーヤーはみだりにティーイングエリアに立ち入らないで下さい。

第15条(飛距離の確認)

先行組に対しては、後続組の打者は、自己の飛距離を自分で判断して、先行組の30ヤード以内には絶対に打ち込まないよう打球して下さい。

第16条(打者は前方に出ないこと)

同伴者は、打者の前方には絶対に出ないで下さい。打者の前方に出た結果の事故については、プレーヤー同士の打球によって生じた事故、その他については、プレーヤー間において解決していただくこととし、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

第17条(隣接ホールへの打ち込み)

隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し、慎重に打球して下さい。隣接ホールへ打ち込んだ場合は、そのホールのプレーヤーに合図し、邪魔にならないよう打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも十分に注意して打球してください。

第18条(退避及び待避所)

先行組プレーヤーは、後続組に対して打球させるときは後続組の打者が全員打ち終わるまで安全な場所に退避して下さい。

第19条(ホールアウト後の退去)

ホールアウトした場合は、直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し、安全な場所を通り、次のホールへ進んで下さい。

第20条(雷鳴があった場合)

雷鳴があった場合は、直ちにプレーを中止し、退避所等安全と思われる場所に退避して下さい。又、キャディーやゴルフ場係員によりプレー中断の指示、アドバイスがあった場合は直ちにその指示に従って下さい。

第21条(乗用カートの使用)

乗用カートに乗るプレーヤーは以下の項目を確認の上、走行中ならびに乗車時の安全に充分注意して下さい。乗用カート进行操作する場合はコース内の案内指示に従い、安全運転に努め、同乗者の安全に充分注意して下さい。飲酒運転は禁止致します。故意又は過失によりカート事故を起こした場合、事故により生じた損害を賠償していただきます。(運転者)

①カートの運転は、自動車運転免許証所持者に限定して下さい。

②運転者は、カートの前後を確認し、必ず他の利用者が着席したことを確認の上発車して下さい。

③カートは、打球が当るおそれがある位置には停めないで下さい。打球により生じた破損は賠償していただきます。

④カートの運転操作ミスによる事故について、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

(走行中のカート)

①必ずシートに座り、カートの把手部分に掴って下さい。

②カートから身体、衣服、用具等がはみ出さぬよう留意して下さい。

③走行中乗車または下車しないで下さい。

④停車時はしっかりとパーキングブレーキをかけて下さい。

第22条(キャディカートにおける事故)

キャディカートの操作は、キャディに限らせて頂きますのでプレーヤーがカート进行操作し事故を起こした場合は、その責任を負いかねます。

第23条(火気使用の禁止)

コース内及びクラブハウス内の火気使用は、所定の場所以外は厳禁致します。マッチの燃えがら、煙草の吸殻は必ずよく消して、所定の灰皿にお入れ下さい。

第24条(プレー後のクラブの確認)

利用者はプレーを終了した場合は、クラブを点検し相違なきか慎重に確認し所定の用紙にサインして下さい。クラブ等をお渡し後のクラブ等の不足、瑕疵について、当ゴルフ場は一切の責任を負いませんので、ゴルフ場退場の際にご確認願います。

第25条(施設に損害を与えた場合)

利用者の故意または過失により、当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合は、その損害を賠償していただきます。

第26条(施設内への持込品)

施設内に下記のものを持ち込むことをお断りいたします。

①動物等のペット類

②著しく悪臭を放つもの

③鉄砲刀剣類

④発火、爆発のおそれのあるもの

⑤騒音を発するもの

⑥その他当クラブへ持ち込みが相応しくないとと思われるもの

第27条(行為の禁止)

施設内で下記の行為は禁止いたします。

①コース内及び食堂での携帯用電話機の使用(クラブの事前承認を得た場合を除き、コース内及び食堂で着信があった場合は直ちに切つて、それ以外の場合から掛け直して下さい)。

②コース内及び食堂等全てのゴルフ場施設エリアに於いて、所定の場所以外での喫煙行為

③とばく、その他風紀をみだす行為

④物品販売、宣伝広告等の行為

⑤他人に迷惑を及ぼし、又不快感を与える行為

⑥利用者以外(含ギャラリー)のコース内立ち入り(特に許可する場合を除く)尚、特に許可した場合であっても、利用者以外(含ギャラリー)が、傷害等の被害を受けた場合、当ゴルフ場は損害賠償等の一切の責任を負いません。

第28条(ビジターの債務の保証)

会員が同伴または紹介した利用者(ビジター)が会社に対して負担する当ゴルフ場利用に伴う一切の債務及びその利用者が当ゴルフ場に与えた損害金の支払債務については、会員は利用者の債務の履行につき、利用者と連帯して保証していただきます。

第29条(ゲスト・ビジターへの周知方依頼)

会員は会員の同伴または紹介した利用者(ゲスト・ビジター)に対し本約款の存在及びその内容を知らしめることにご協力願います。

第30条(違背の場合の責任)

利用者が本利用約款に違反して、第三者に損害等の事故を発生させた場合または、自分が違反して損害等の被害を受けた場合は、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

第31条(個人情報取り扱い)

①当ゴルフ場は予約時点で電話・ファックス・電子メール等でいただいた個人情報と、プレー当日に署名簿に署名いただきました利用者の個人報につきましては、当ゴルフ場のプライバシーポリシーに則り、安全に管理致します。

②当ゴルフ場では、遺失物の連絡、ダイレクトメールの発送やインターネット情報の送信など、運営業務に個人情報を使用する場合があります。

第32条(本約款の変更手続き)

本約款は、必要に応じて予告なく適宜改訂することがあります。

第33条(信義則)

その他会則、本約款に定めない事項はゴルフプレーの精神にのっとり信義、誠実の原則に従って解決するものとする。

第34条

令和5年1月1日改定、令和5年1月1日より施行する。

以上